

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年10月23日(木) 午前9時30分から
2. 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 3F 第3委員会室

3. 出席委員 (17人)

会長	1番	鎌田 秀久	君
委員	2番	牧 潤三	君
	3番	田中 武浩	君
	4番	渡邊 みな子	君
	6番	岩川 原造	君
	7番	大角 利夫	君
	8番	安藤 清浩	君
	9番	日高 清明	君
	10番	笹原 綾乃	君
	13番	岩川 孝行	君
	14番	亀割 義一	君
	15番	備 邦雄	君
	16番	平田 耕作	君
	17番	西橋 豊啓	君
	18番	神宮司 守昭	君
	19番	中島 則雄	君
	20番	内田 政人	君

4. 欠席委員 (2人)

欠席者	5番	白川 満秀	君
	12番	牧 優作郎	君

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第33号 農地転用事業計画変更申請について
- 議案第34号 農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について
- 議案第35号 非農地証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	鎌田 勝嘉
係長	川東 卓磨
主事	日高 啓太
相談員	西田 博隆

皆さんおはようございます。  
本日は白川委員と牧優作郎委員が都合により欠席でございます。  
ただ今より平成 27 年度第 7 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員憲章朗唱は 16 番委員の平田耕作委員にお願い致します。

憲章朗唱（16 番委員）

お座り下さい。  
会長あいさつ。

会長

改めましておはようございます。

このひと月間は、私たちの周りに大きな出来事が起こったのではないかと考えております。身近なところでは現職の町長が無投票で 2 期目の再選を果たしております。国レベルでは TPP の大筋合意ということで農業関係者は非常に心配をしておりますが、この件について私もまだよくわからないところでございます。

さらにもう一点は、私たち農業委員会制度の改正が決まっていますが、細かいところが具体的に出されてきております。その中で町長の選任というのは動かないですが、人数が半減と言われておりましたが本町の場合は法定定数、14 人というのが明確に出されております。そのうちの定数いっぱい屋久島町が条例を作るかどうかは、これからの町の姿勢に係るところなんです、いずれにしても過半が認定農家でないといけないというのが義務としてあるようです。しかし本町では特例が活用できるようございまして、認定新規就農者や集落営農の代表者などで満たすという選択肢が残されているようです。それ以外に義務にはなっておりませんが利害関係の無い人、女性を起用しなさいとか、青年農業者を入れなさいとか、そういう要件を書き加えられているようですので非常に厳しい状況になるのかなと。

合わせて屋久島町は推進員を必ず置かなければならない市町村に該当するようです。最大 100ha に一人、という基準が出ておりますので本町の現在の実情に合わせますと 16 名・17 名になるのかなという条件が具体的に示されてまいりました。

本日は議案以外のいろいろな情報交換をしていただきたいと思いますと考えておりますので、段取りの良い審議をよろしくお願いいたします。

それでは本日の会議録署名委員を 13 番委員、14 番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

議案第 31 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いしますが、整理番号 30 番、31 番、32 番は関連がございますので一括で審議を行いたいと思います。

事務局

議案第 31 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号 30 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 [ ] さん（ [ ] 歳）、譲渡人 [ ] さん（ [ ] 歳）。土地の所在： [ ]、畑、 [ ] m<sup>2</sup>。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：ガジュツが 1 月から 12 月。事由：新規就農。権利の移転を受ける者の状況といたしまして経営面積は 0、申請人の経験年数が 2 年。農機具等の保有状況：トラクター・2、刈払機・2、管理機・1 です。周辺地域との関係につきましては『特に支障

事務局

等はないと思います。』ということです。地域との役割分担につきましては『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

整理番号 31 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 ■■■■ さん (■■■ 歳)、譲渡人 ■■■■ さん (■■■ 歳)。土地の所在：■■■■、畑、■■■ m<sup>2</sup>。農用地区域内。利用状況：畑。以下は整理番号 30 番と同じです。

整理番号 32 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 ■■■■ さん (■■■ 歳)、譲渡人 ■■■■ さん (■■■ 歳)。土地の所在：■■■■、畑、■■■ m<sup>2</sup>。農用地区域内。利用状況：畑。以下は整理番号 30 番と同じです。

今回の申請は新規就農ということですが、農機具等の保有状況や営農計画書を見ても問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。

会長

整理番号 30 番、31 番、32 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番 (農 業 委 員)

■■■ さんはすでに転入届も済んでいらっしゃるようです。現在集落営農の会員でもありますし、年齢も ■■■ 歳とお若いです。

場所を地図で説明いたしますと、6 ページの下の方に ■■■■ がございますが、そこに住んでおられます。そこから県道に上がったところに 2 か所。そう 1 か所は ■■■■ にございますので、■■■ の担当委員の方から補足を頂きたいと思います。

○番 (農 業 委 員)

7 ページです。■■■■ の下に農免道が通っておりますが、その下です。現在はススキが生い茂っている状態です。譲渡人は ■■■■ におられるようでして、地元としては町内におられる方に管理していただいた方がいいですので、よろしくをお願いします。

○番 (農 業 委 員)

補足、いいですか。  
■■■ 君は ■■■■ の集落営農グループに入って活動してくれています。親父さんが ■■■■ の方でガゼツ等の栽培をされているということで、収穫したらそちらに送るという事です。販売ルートも確立しております。畑があれば、広げていくつもりであると意気込みもありますので、■■■ としても期待をしているところです。 以上です。

会長

整理番号 30 番から 32 番について皆さん方からご意見・ご質問ございませんか。

○番 (農 業 委 員)

■■■ の高齢が進んでいる中で、このように若い人が定住してくれば大変いいことだと思っております。 異議はありません。

会長

他にご意見ございませんか。  
(「ありません。」の声あり)  
整理番号 30 番・31 番・32 番について許可することにご異議ございませんか。  
(「はい。」 の声あり)  
整理番号 30 番・31 番・32 番は許可することに決定いたします。

続きまして議案第 32 号。農地法 5 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第 32 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について次のとお

事務局

り許可申請があったので議決を求める。

整理番号 10 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人（                    さん（    歳）、譲渡人                    さん（    歳）。土地の所在：                    、畑、    m<sup>2</sup>。利用状況：畑。農用地区域内第3種農地。事由：『現在借家住まいであり、自己の住宅を建築するため。』ということです。転用目的及び事業計画として所要面積：住宅・    m<sup>2</sup>、駐車場・    m<sup>2</sup>、擁壁・防風林等で    m<sup>2</sup>。建築面積：住宅が    m<sup>2</sup>です。

申請地は                    から約 300m に位置しており、第3種農地であります。事業計画・資金計画もしっかりされており、特に問題はないと思われま。

なお当該地は昨年度の2月に農用地除外の申請がございました。10月20日付けで許可が下りております。以上です。

会長

整理番号 10 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

〇番（農業委員）

事務局の説明のとおり農振除外を許可してもらったところですが、今回は母親から息子に贈与して、転用する申請でございます。

問題は無いのではないかと考えております。以上です。

会長

整理番号 10 番について皆さん方からご意見・ご質問ございませんか。（「ありません。」の声あり）

整理番号 10 番について同意することにご異議ございませんか。（「はい。」の声あり）

整理番号 10 番は転用申請に同意することに決定いたします。

続きまして議案第 33 号。農地転用事業計画変更申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第 33 号。農地転用事業計画変更申請について、次のとおり変更申請があったので議決を求める。

整理番号 1 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：当初計画者                    さん（    歳）、事業継承者（                    さん（    歳）。土地の所在：                    、                    。地目：畑。2筆の合計面積：    m<sup>2</sup>。利用状況：畑。                    から 300m 以内でございますので第3種農地。当初事業計画どおりに事業が遂行できない理由：『療養のため島外へ転出するため。』ということです。変更後の転用計画：店舗の建築面積が    m<sup>2</sup>、駐車場の所要面積が    m<sup>2</sup>、緩衝地等の所要面積が    m<sup>2</sup>。

本申請は平成 27 年 4 月に居酒屋風の店舗を建設したいということで許可を受けている土地ですが、説明のとおり当初計画者の    さんが病氣療養のため島外へ転出するため、    さんが事業を継承しようというものです。

第3種農地であり、事業継承者の    さんの事業計画・資金計画等、しっかりと立てられていることから問題はないと考えます。以上です。

会長

整理番号 1 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

〇番（農業委員）

事業継承ですので問題ないと思います。

会長

整理番号 1 番について皆さん方からご意見・ご質問等いかがでしょうか。（「ありません。」の声あり）

整理番号 1 番について計画を認めることにご異議ございませんか。

会長

(「はい、」の声あり)

整理番号1番は計画変更申請を認めることに同意いたします。

続きまして21ページです。

議案第34号。農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第34号。農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項に基づき意見を求める。

整理番号6番。変更区分：農用地除外。申請人：  
■さん(■歳)。土地の所在：■、畑、■<sup>m<sup>2</sup></sup>  
の内■<sup>m<sup>2</sup></sup>。利用状況：休耕地。農用地区域内。変更理由：『  
の土地であり将来開発される可能性があるため、飲食店を建てるのに適しているため。』ということです。変更目的及び事業計画：土地造成が  
■<sup>m<sup>2</sup></sup>、住宅兼店舗の建築面積が■<sup>m<sup>2</sup></sup>、倉庫の建築面積が■<sup>m<sup>2</sup></sup>。工事計画：許可有り次第。資金計画：自己資金■円。

本申請は住宅兼店舗の建設ということですが、農用地区域の外周にあたります。付近は農地も少なく今後開発されていくだろうということ踏まえたと農用地除外はやむを得ないと思われま

会長

整理番号6番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番(農業委員)

農用地除外の申請になります。25ページに現地の写真がありますが、カヤが茂っている状態です。代替地等の検討もされたようですが、交渉の結果売買にいたらなかったようでございます。また除外に当たり周辺の農業にも影響はないと思われま

会長

整理番号6番について皆さん方からご質問・ご意見等ございますか。  
(「ありません。」の声あり)

整理番号6番について計画を認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号6番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして議案第35号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第35号。非農地証明願いについて、次のとおり非農地証明願いがあったので議決を求める。

整理番号12番。申請人：■さん(■歳)、(代理人)■さん。土地の所在：■、畑、■<sup>m<sup>2</sup></sup>。第2種農地。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『長年耕作が放棄されており雑木等が生育している。』ということです。

申請地は■から北東に200m程の位置に所在しており、雑木が生い茂り山林化している状態です。農地に復元するには資金、労力を考えても困難な状態であり、今後も農地としての利用は見込めないため非農地とすることはやむを得ないと思われま

会長

整理番号12番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番(農業委員)

現地も見てきましたが、写真のとおり山林・杉山。周りも山林です。■は非農地の調査がまだですので、それが入ってくれば明らかに非農地に認定される土地であろうと思っておりますので、地元としてはやむ

○番（農 業 委 員）を得ないと考えております。 以上です。

会長

整理番号 12 番について皆さん方からご意見・ご質問ございませんか。  
（「ありません。」の声あり）

ありませんの声なのですが、私の方から 1 つ。

備考の欄に所有権の移転が平成 14 年に贈与で。まだ 13 年しか経っていないという事なので、原則でいくと非農地証明願いというのは 20 年以上という制約がございます。それに照らし合わせると該当しない。贈与ですので、農地法 3 条なりの許可を受けて名義が変わっている訳なので、どんな山の状態であっても耕作するのを目的にしていますという契約なんですね。ですから許可を受けたにも関わらず、実行していないということなんです。法律上の解釈は。

ただ担当委員のご意見にもありましたように、今、非農地調査を進めなさい。守るべき農地を特定しなさい。という事業が進行していますので、認めることはやむを得ないなということでございます。

そういう意味で、ただ今の整理番号 12 番について非農地として認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 12 番は非農地として認めることに決定いたします。

事務局

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第 7 回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11 時）

屋久島町農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定による署名

13 番

14 番

平成 27 年 10 月 23 日

屋久島町農業委員会会長 鎌 田 秀 久